

令和3年小樽市議会第1回定例会提出予定議案

(予 算 議 案)

- 議案1 令和3年度小樽市一般会計予算
- 議案2 令和3年度小樽市港湾整備事業特別会計予算
- 議案3 令和3年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計予算
- 議案4 令和3年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算
- 議案5 令和3年度小樽市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案6 令和3年度小樽市住宅事業特別会計予算
- 議案7 令和3年度小樽市介護保険事業特別会計予算
- 議案8 令和3年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案9 令和3年度小樽市病院事業会計予算
- 議案10 令和3年度小樽市水道事業会計予算
- 議案11 令和3年度小樽市下水道事業会計予算
- 議案12 令和3年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算
- 議案13 令和3年度小樽市簡易水道事業会計予算
- 議案14 令和2年度小樽市一般会計補正予算（先議分）
- 議案15 令和2年度小樽市一般会計補正予算
- 議案16 令和2年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算
- 議案17 令和2年度小樽市住宅事業特別会計補正予算
- 議案18 令和2年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算
- 議案19 令和2年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 議案20 令和2年度小樽市病院事業会計補正予算
- 議案21 令和2年度小樽市水道事業会計補正予算
- 議案22 令和2年度小樽市下水道事業会計補正予算
- 議案23 令和2年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計補正予算

(条例案その他の議案)

議案24 小樽市情報公開条例の一部を改正する条例案

開示請求者の利便性を図る目的で、情報公開制度によらずに公文書を開示できる制度の対象範囲を拡大するとともに、所要の改正を行うもの

《改正内容》

建設部が教育委員会庁舎に移転するため、建築計画概要書の写しの請求手続が不便になることから、情報公開制度によらずに公文書を開示できる制度の対象範囲に「規則や要綱等に定めるもの」を追加し、建設部における請求及び交付を可能とするもの

施行期日 令和3年4月1日

議案25 小樽市行政手続条例等の一部を改正する条例案

これまでの法令改正に伴い生じた引用条項のずれを修正するなど、所要の改正を行うもの

施行期日 公布の日

《改正条例》

- ① 小樽市行政手続条例
- ② 小樽市職員恩給条例
- ③ 小樽市雇員恩給条例
- ④ 小樽市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
- ⑤ 小樽市税条例
- ⑥ 小樽市医療法施行条例
- ⑦ 小樽市臨床検査技師等に関する法律施行条例
- ⑧ 小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例
- ⑨ 小樽市産業廃棄物等処分事業設置条例
- ⑩ 小樽市中小企業等振興条例
- ⑪ 小樽市土地区画整理事業助成条例
- ⑫ 小樽都市計画市街地再開発事業施行条例
- ⑬ 小樽市建築物における駐車施設の附置に関する条例
- ⑭ 小樽市建築基準法施行条例
- ⑮ 小樽市営住宅条例
- ⑯ 小樽市水道事業等の設置等に関する条例
- ⑰ 小樽市簡易水道事業設置条例
- ⑱ 小樽市水道事業等企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- ⑲ 小樽市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例
- ⑳ 小樽市水防協議会条例
- ㉑ 小樽市災害対策本部条例

※ 上記のほか、小樽市手数料条例（議案29）、小樽市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例（議案38）及び小樽市病院事業の設置等に関する条例（議案43）においても引用条項の修正を行う。

議案26 小樽市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例案

国から押印廃止の方針が示されたことに伴い、職員の服務の宣誓における宣誓書の押印を廃止するとともに、所要の改正を行うもの

施行期日 令和3年4月1日

議案27 小樽市職員給与条例の一部を改正する条例案

時間外勤務手当等（時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び勤務しない時間がある場合に減額する給与）の算定基礎額に寒冷地手当を加えるとともに、所要の改正を行うもの

施行期日 令和3年4月1日

議案28 小樽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

会計年度任用職員の待遇改善を図る目的で、その期末手当の支給割合を改定（6月・12月とも100分の72.5→100分の100、年間100分の145→100分の200（在職期間がそれぞれ6か月の場合））するとともに、所要の改正を行うもの

施行期日 令和3年4月1日

議案29 小樽市手数料条例の一部を改正する条例案

【資料1】

食品衛生法施行令の一部改正（令和元年10月9日公布、令和3年6月1日施行）に伴う手数料の新設及び廃止、建築基準法の一部改正（令和2年6月10日公布、同年9月7日施行）に伴う手数料の新設等並びに小樽市船員法に基づく事務等に関する条例を新たに制定することに伴う手数料の新設を行うとともに、所要の改正を行うもの

《改正内容》

① 食品衛生法施行令の一部改正に伴うもの（施行期日 令和3年6月1日）

営業許可が必要な食品製造等の業種の見直しが行われたことに伴う手数料（営業の許可の申請に対する審査手数料）の新設及び廃止並びに引用条項の変更等

（新設の例）

・液卵製造業 新規許可 24,500円 更新許可 19,600円

新たに営業許可が必要となった業種

・みそ又はしょうゆ製造業 新規許可 17,700円 更新許可 14,100円

みそ製造業及びしょう油製造業が統合（金額は変更なし）

（廃止の例）

・喫茶店営業 新規許可 10,500円 更新許可 8,400円

業種が統合され、飲食店営業（新規許可 17,700円 更新許可 14,100円）に変更されるもの

・乳類販売業 新規許可 10,500円 更新許可 8,400円

届出制に変更され、許可が不要となるもの

- ② 建築基準法の一部改正に伴うものなど（施行期日 ア…公布の日 イ…令和３年４月１日）
- ア 居住環境向上用途誘導地区が新設されたことに伴う当該地区内の建築物の特例許可に係る手数料（180,000円）の新設
- イ 国の通知に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定等の床面積区分の細分化による手数料の新設
- （例）低炭素建築物新築等計画認定申請手数料
- （現 行） 300㎡超2,000㎡以内 387,000円
- （改正後） 300㎡超1,000㎡以内 302,000円 1,000㎡超2,000㎡以内 387,000円
- ③ 小樽市船員法に基づく事務等に関する条例を新たに制定（議案42）することに伴うもの（施行期日 令和３年４月１日）
- 北海道運輸局小樽海事連絡事務所が廃止されることに伴い、これまで当該事務所で行っていた事務の一部を市が行うことによる当該事務の手数料の新設
- （例） 船員手帳の交付、再交付又は書換え 1,950円
- 航行に関する報告書の証明 2,600円
- ④ 所要の改正（施行期日 ア…令和３年４月１日 イ…公布の日）
- ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正（令和元年５月17日公布、令和３年４月１日施行等）に伴う引用条項の変更
- イ 引用条項の修正

議案30 小樽市こども発達支援センター条例の一部を改正する条例案

小樽市公共施設再編計画に基づき、こども発達支援センターを移転するもの

変更前 小樽市花園５丁目10番１号

変更後 小樽市緑３丁目４番１号（旧北海道小樽商業高等学校）

※ 令和４年度に移転予定

施行期日 規則で定める日

議案31 小樽市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例案

食品衛生法等の一部改正（平成30年６月13日公布等、令和３年６月１日施行等）により、法令に廃業の届出義務等が規定されたことに伴い、当該規定を削除するとともに、所要の改正を行うもの

《削除する規定》

- ① 廃業等の届出に係る規定
- ② 食品衛生責任者及びふぐの処理を行う営業者の届出等に係る規定
- ③ 学校給食施設の開設の届出に係る規定

施行期日 令和３年６月１日

議案32 小樽市浄化槽に関する条例の一部を改正する条例案

浄化槽法の一部改正（令和元年６月19日公布、令和２年４月１日施行）に伴い、浄化槽保守点検業者に対し、浄化槽の保守点検の業務に関する研修を浄化槽管理士に受けさせること（登録の有効期間（３年）ごとに１回以上）を義務付けるとともに、所要の改正を行うもの

施行期日 令和３年４月１日

議案33 小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

国民健康保険法施行令の一部改正（令和2年9月4日公布・令和3年1月1日施行、令和2年12月24日公布・令和3年1月1日施行）に伴い、保険料の軽減対象となる所得額等を変更するとともに、保険料の賦課割合及び賦課限度額を改定するほか、所要の改正を行うもの

《改正内容》

① 国民健康保険法施行令の一部改正に伴うもの

ア 保険料の軽減対象となる所得額を変更

税制改正に伴い、基礎控除額相当分の改定（33万円→43万円）及び給与所得者等が複数いる世帯が不利益にならないための措置を追加

	現行	改正後
7割軽減 基準額	基礎控除額 <u>33万円</u>	基礎控除額 <u>43万円</u> +10万円×(給与所得者等の数－1)
5割軽減 基準額	基礎控除額 <u>33万円</u> +28.5万円×被保険者数	基礎控除額 <u>43万円</u> +28.5万円×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数－1)
2割軽減 基準額	基礎控除額 <u>33万円</u> +52万円×被保険者数	基礎控除額 <u>43万円</u> +52万円×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数－1)

イ 税制改正に伴い、保険料の所得割額を算定する際に用いられる所得の規定に、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の規定を追加

② 保険料の賦課割合の改定

全道統一的な保険料率（標準保険料率）に近づけるため、応益割（均等割及び平等割）の割合を引き上げ、応能割（所得割）の割合を引き下げるもの

	現行	改正後	標準保険料率 (※目標値)
応能割 (所得割)	54/100	47/100	36/100
応益割 (均等割+平等割)	46/100 (29/100+17/100)	53/100 (31/100+22/100)	64/100 (37/100+27/100)

③ 保険料の賦課限度額の改定

国民健康保険法施行令で定められている法定限度額に合わせるため、基礎分及び介護納付金分の賦課限度額を引き上げるもの

	現行	改正後	令和3年度法定額
基礎分	61万円	63万円	63万円
後期高齢者支援金等分	19万円	19万円	19万円
介護納付金分	16万円	17万円	17万円

④ 所要の改正

ア 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正（令和3年2月3日公布、同月13日施行）に伴う定義の変更

イ 引用条項の変更及び文言整理

施行期日 令和3年4月1日（④所要の改正のアについては、公布の日）

議案34 小樽市介護保険条例の一部を改正する条例案

市町村特別給付（介護保険法に基づく保険給付以外の給付であって、市町村が条例で定めることにより実施することができるもの）として介護用品助成事業（紙おむつ等の介護用品の購入費用の一部を助成する事業）を実施するとともに、令和3年度から令和5年度までの保険料の軽減後の額を据え置くこととするもの

施行期日 令和3年4月1日

《市長が定める介護用品助成事業の内容》

国の支給要件見直しにより、介護保険法に基づく任意事業としての介護用品助成事業から対象外となった本人課税者（市民税）に対し、激変緩和措置として、市町村特別給付により、紙おむつ、尿取りパッド、清しき剤等の介護用品購入助成券を交付する（年間12枚）。

※ 助成券1枚当たりの単価

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要介護3	4,000円	4,000円	2,000円	1,000円
要介護4	8,330円	5,000円	3,000円	2,000円
要介護5	8,330円	5,000円	3,000円	2,000円

議案35 小樽市指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案

基準省令等の一部改正（令和3年1月25日公布、同年4月1日施行）に伴い、改正後の基準省令等のとおり適用することにより、指定地域密着型サービス等事業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための取組を行うことなどを義務付けるとともに、所要の改正を行うもの

《適用する改正後の基準省令等の主な内容》

・感染症対策の強化 感染症の予防及びまん延の防止のための取組として、委員会の開催、指針の整備並びに研修及び訓練の実施を義務付けるもの
・業務継続に向けた取組の強化 感染症や災害が発生した場合に、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する取組として、業務継続に向けた計画の策定並びに研修及び訓練の実施を義務付けるもの
・高齢者虐待防止の推進 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施及び担当者を定めることを義務付けるもの
・介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化 施設系サービスについて、事故発生の防止のための安全対策の担当者を定めることを義務付けるもの

施行期日 令和3年4月1日

議案36 小樽市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例案

基準省令の一部改正（令和3年1月25日公布、同年4月1日施行）に伴い、改正後の基準省令のとおり適用することにより、指定介護予防支援事業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための取組を行うことなどを義務付けるとともに、所要の改正を行うもの
《適用する改正後の基準省令の主な内容》

・感染症対策の強化 感染症の予防及びまん延の防止のための取組として、委員会の開催、指針の整備並びに研修及び訓練の実施を義務付けるもの
・業務継続に向けた取組の強化 感染症や災害が発生した場合に、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する取組として、業務継続に向けた計画の策定並びに研修及び訓練の実施を義務付けるもの
・高齢者虐待防止の推進 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施及び担当者を定めることを義務付けるもの

施行期日 令和3年4月1日

議案37 小樽市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案

基準省令の一部改正（令和3年1月25日公布、同年4月1日施行等）に伴い、改正後の基準省令のとおり適用することにより、指定居宅介護支援事業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための取組を行うことなどを義務付けるとともに、所要の改正を行うもの

《適用する改正後の基準省令の主な内容》

・感染症対策の強化 感染症の予防及びまん延の防止のための取組として、委員会の開催、指針の整備並びに研修及び訓練の実施を義務付けるもの
・業務継続に向けた取組の強化 感染症や災害が発生した場合に、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する取組として、業務継続に向けた計画の策定並びに研修及び訓練の実施を義務付けるもの
・高齢者虐待防止の推進 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施及び担当者を定めることを義務付けるもの
・生活援助の訪問回数の多い利用者等への対応（令和3年10月1日から） 居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を占めるケアプランを作成する居宅介護支援事業者に対して、市が求めた場合には、ケアプランの利用の妥当性を検討し、ケアプランに訪問介護が必要な理由等を記載して届け出ることを義務付けるもの

施行期日 令和3年4月1日

議案38 小樽市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案

介護保険法施行規則の一部改正（平成27年2月12日公布・平成28年4月1日施行等、平成30年3月22日公布・同年4月1日施行など）に伴い、改正後の同令に定める主任介護支援専門員に対する5年ごとの更新研修の義務付けを反映させるとともに、所要の改正を行うもの

《適用する改正後の介護保険法施行規則の主な内容》

- | |
|---|
| ・主任介護支援専門員に対する主任介護支援専門員更新研修の義務付け
地域包括支援センターに配置する主任介護支援専門員に対し、5年ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了することを義務付けるもの |
|---|

施行期日 公布の日

議案39 小樽市屋外広告物条例の一部を改正する条例案

電気事業法の一部改正（令和2年6月12日公布、令和3年4月1日施行等）に伴うもの（引用条項の変更）のほか、所要の改正を行うもの

施行期日 令和3年4月1日

議案40 小樽市都市公園条例の一部を改正する条例案

市民が快適に利用できる環境の整備を図る目的で、公園内における禁止行為として、指定した場所以外での火気の使用等を追加するもの

《追加する禁止行為》

- ① 指定した場所（小樽公園、長橋なえぼ公園、平磯公園及び朝里川公園）以外の場所での火気の使用
- ② 他人に危害を及ぼすおそれのある行為又は他人の迷惑となる行為
（例）無人航空機（ドローン等）を飛行させることなど
- ③ その他市長が公園の管理上特に必要があると認めて禁止する行為
（例）キャンプや野営など公園に泊り込むことなど

施行期日 令和3年4月1日

議案41 小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例案

【資料2】

小樽港第3号ふ頭及び周辺再開発の推進に伴い、経済及び観光の振興を図る必要があることから、商港区内の指定区域において、その振興を目的とする飲食店等の建設を可能とするとともに、所要の改正を行うもの

《建設を可能とする施設》

飲食店、物販店、会議場施設、展示施設等（床面積が1万㎡以下のものに限る。）

施行期日 令和3年4月1日

議案42 小樽市船員法に基づく事務等に関する条例案

北海道運輸局小樽海事連絡事務所が廃止されることに伴い、海運事業者等の利便性を考慮し、これまで当該事務所で行っていた事務の一部を市が行うに当たり、その事務に関し必要な事項を定めるもの

《市が行う事務》

- ① 船員法第104条第1項の規定により市町村が処理する事務に関する政令に基づいて行う事務（船員手帳の交付、航行に関する報告の受理等）
- ② 船員法施行規則に準じて行う事務（船員手帳の記載事項の証明、航行に関する報告書の証明等）

※ 事務に係る手数料は、小樽市手数料条例の一部改正（議案29）で定めるもの
施行期日 令和3年4月1日

議案43 小樽市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

小樽市公共施設再編計画に基づき、高等看護学院を移転するとともに、所要の改正を行うもの

変更前 小樽市東雲町9番12号

変更後 小樽市緑3丁目4番1号（旧北海道小樽商業高等学校）

※ 令和4年度に移転予定

施行期日 規則で定める日（所要の改正については、公布の日）

議案44 小樽市教育研究所設置条例の一部を改正する条例案

小樽市公共施設再編計画に基づき、教育研究所を移転するもの

変更前 小樽市花園5丁目10番1号

変更後 小樽市緑3丁目4番1号（旧北海道小樽商業高等学校）

※ 令和3年5月に移転予定

施行期日 規則で定める日

議案45 工事請負変更契約について（先議予定）

潮見台中学校校舎耐震補強工事の請負変更契約を締結するもの

- ① 契約金額

変更前 1億8,810万円

変更後 1億8,971万7,000円

- ② 契約の相手方

小樽市若竹町3番1号

近藤・小杉共同企業体

議案46 工事請負変更契約について（先議予定）

小樽内橋解体・撤去工事の請負変更契約を締結するもの

① 契約金額

変更前 1億4,997万4,000円（議決要件未滿）

変更後 1億5,497万9,000円

② 契約の相手方

小樽市長橋4丁目10番2号

久保・山修嶋田共同企業体

議案47 工事請負変更契約について

旧緑小学校解体工事の請負変更契約を締結するもの

① 契約金額

変更前 2億1,890万円

変更後 2億2,096万8,000円

② 契約の相手方

小樽市若竹町3番1号

近藤・山吹共同企業体

報告1 専決処分報告

令和2年度小樽市一般会計補正予算において飲食店休業協力金支給事業費に係る予算を措置するため、令和3年1月29日に専決処分したもの

報告2 専決処分報告

令和2年度小樽市一般会計補正予算において新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費、新型コロナウイルスワクチン接種事業費及びふるさと納税関係経費に係る予算を措置するため、令和3年2月5日に専決処分したもの

（ 報 告 ）

・ 専決処分報告

令和3年1月13日に発生した道路標識の支柱からの落雪による事故に係る損害賠償について、同年2月8日に専決処分したもの

賠償額 15万1,282円（車両修理費等）

発生場所 小樽市稲穂1丁目5番20地先 市道浅草線

(追加送付予定議案)

- ・ **令和３年度小樽市一般会計補正予算**

令和３年度小樽市一般会計補正予算において新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による事業費の予算を措置するもの

- ・ **令和３年度小樽市病院事業会計補正予算**

令和３年度小樽市病院事業会計補正予算において新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による事業費の予算を措置するもの

- ・ **令和２年度小樽市一般会計補正予算（先議分）**

令和２年度小樽市一般会計補正予算において新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による事業費（事業者に対する早急な支援及び早急に実施すべき感染症対策に係るもの）の予算を措置するもの

- ・ **令和２年度小樽市一般会計補正予算**

令和２年度小樽市一般会計補正予算において新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による事業費の予算を措置するもの

小樽市手数料条例の一部を改正する条例案について

① 食品衛生法施行令の一部改正に伴うもの（新規許可の金額のみ記載）

改正後の手数料の名称	現行	改正後	備 考
飲食店営業許可申請手数料	17,700 円	17,700 円	(旧)喫茶店営業 (10,500円) を統合
調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可申請手数料	<u>設定なし</u>	<u>10,500円</u>	飲食店営業 (17,700円) の一部及び(旧)喫茶店営業 (10,500円) を統合
食肉販売業許可申請手数料	10,500 円	10,500円	一部を届出制へ
魚介類販売業許可申請手数料	10,500 円	10,500円	(旧)食品の冷凍又は冷蔵業 (24,500円) を統合、(旧)かき処理業 (6,500円) 及び(旧)食品製造業 (7,400円) を吸収並びに一部を届出制へ
魚介類競り売り営業許可申請手数料	24,500 円	24,500円	
集乳業許可申請手数料	10,500 円	10,500円	
乳処理業許可申請手数料	24,500 円	24,500円	(旧)乳酸菌飲料製造業 (15,400円) を統合
特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	24,500 円	24,500円	
食肉処理業許可申請手数料	24,500 円	24,500円	
食品の放射線照射業許可申請手数料	24,500 円	24,500円	
菓子製造業許可申請手数料	15,400 円	15,400円	(旧)あん類製造業 (15,400円) を統合
アイスクリーム類製造業許可申請手数料	15,400 円	15,400円	
乳製品製造業許可申請手数料	24,500 円	24,500円	(旧)乳酸菌飲料製造業 (15,400円) を統合
清涼飲料水製造業許可申請手数料	24,500 円	24,500円	(旧)乳酸菌飲料製造業 (15,400円) を統合
食肉製品製造業許可申請手数料	24,500 円	24,500円	
水産製品製造業許可申請手数料	<u>設定なし</u>	<u>17,700円</u>	(旧)魚肉練り製品製造業 (17,700円) を再編並びに(旧)かき処理業 (6,500円) 及び(旧)食品製造業 (7,400円) を吸収
冰雪製造業許可申請手数料	24,500 円	24,500円	
液卵製造業許可申請手数料	<u>設定なし</u>	<u>24,500円</u>	新たに許可が必要となるもの
食用油脂製造業許可申請手数料	24,500 円	24,500円	(旧)マーガリン又はショートニング製造業 (24,500円) を統合
みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料	<u>設定なし</u>	<u>17,700円</u>	(旧)みそ製造業 (17,700円) 及び(旧)しょう油製造業 (17,700円) を統合
酒類製造業許可申請手数料	17,700 円	17,700円	
豆腐製造業許可申請手数料	15,400 円	15,400円	
納豆製造業許可申請手数料	15,400 円	15,400円	
麺類製造業許可申請手数料	15,400 円	15,400円	
そうざい製造業許可申請手数料	24,500 円	24,500円	
複合型そうざい製造業許可申請手数料	<u>設定なし</u>	<u>32,900円</u>	新たな許可として位置付けられるもの
冷凍食品製造業許可申請手数料	24,500 円	24,500円	(旧)食品の冷凍又は冷蔵業 (24,500円) の一部を再編又は届出制へ
複合型冷凍食品製造業許可申請手数料	<u>設定なし</u>	<u>32,900円</u>	新たな許可として位置付けられるもの
漬物製造業許可申請手数料	<u>設定なし</u>	<u>15,400円</u>	(旧)食品製造業 (7,400円) を吸収
密封包装食品製造業許可申請手数料	<u>設定なし</u>	<u>24,500円</u>	(旧)缶詰又は瓶詰食品製造業 (24,500円) 及び(旧)ソース類製造業 (17,700円) の一部を再編又は届出制へ
食品の小分け業許可申請手数料	<u>設定なし</u>	<u>15,400円</u>	菓子製造業、乳製品製造業等の一部を分離
添加物製造業許可申請手数料	24,500 円	24,500円	
臨時営業許可申請手数料	2,400 円	2,400円	7日以内 (個別に規定) →30日以内

※ そのほか、「乳類販売業 (10,500 円)」及び「冰雪販売業 (15,400 円)」は、届出制に変更され、許可が不要となることから、また、「行商登録手数料 (2,100 円)」及び「販売業登録手数料 (4,500 円)」は、道条例が廃止されることから、手数料を廃止する。

② 建築基準法の一部改正に伴うものなど

ア 居住環境向上用途誘導地区が新設されたことに伴う当該地区内の建築物の特例許可に係る手数料の新設

改正後の手数料の名称	改正後（新設）
居住環境向上用途誘導地区内の建築物の建蔽率等の特例許可申請手数料	180,000 円

イ 国の通知に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定等の床面積区分の細分化による手数料の新設

改正後の手数料の名称	現行	改正後
低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	(例) 300㎡以内 44,000円 300㎡超2,000㎡以内 387,000円	(例) 300㎡以内 44,000円 300㎡超1,000㎡以内 302,000円 1,000㎡超2,000㎡以内 387,000円
低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	(例) 300㎡以内 127,000円 300㎡超2,000㎡以内 208,000円	(例) 300㎡以内 127,000円 300㎡超1,000㎡以内 160,000円 1,000㎡超2,000㎡以内 208,000円
建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	(例) 300㎡以内 230,000円 300㎡超2,000㎡以内 371,000円	(例) 300㎡以内 230,000円 300㎡超1,000㎡以内 288,000円 1,000㎡超2,000㎡以内 371,000円
建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	(例) 300㎡以内 230,000円 300㎡超2,000㎡以内 371,000円	(例) 300㎡以内 230,000円 300㎡超1,000㎡以内 288,000円 1,000㎡超2,000㎡以内 371,000円
建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	(例) 300㎡以内 121,000円 300㎡超2,000㎡以内 200,000円	(例) 300㎡以内 121,000円 300㎡超1,000㎡以内 153,000円 1,000㎡超2,000㎡以内 200,000円
建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	(例) 300㎡以内 230,000円 300㎡超2,000㎡以内 371,000円	(例) 300㎡以内 230,000円 300㎡超1,000㎡以内 288,000円 1,000㎡超2,000㎡以内 371,000円

③ 小樽市船員法に基づく事務等に関する条例を新たに制定（議案 42）することに伴うもの（全て新設）

改正後の手数料の名称	改正後（新設）
船員手帳の交付、再交付又は書換え手数料	1,950円
船員手帳の訂正手数料	430円
航行に関する報告書の証明手数料	2,600円
船長の就退職等の証明手数料	870円
船員手帳記載事項証明手数料	870円

分区（商港区）及び経済・観光振興指定区域について

